

# 平成29年度 文教委員会資料①

【議案第88号】

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

市 民 文 化 局

(平成29年8月29日)

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

新	旧
<p>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第13条 登録者等は、印鑑登録証を添えて区長に印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合は、印鑑登録証を添えることを要しない。</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条 区長は、前条の申請があったときは、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。）及び第6条第1項第3号から第5号までに規定する事項について証明したものを交付するものとする。</p>	<p>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第13条 登録者等は、印鑑登録証を添えて区長に印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合（<u>次条の申請をする場合を除く。</u>）は、印鑑登録証を添えることを要しない。  <u>（専用の端末機による印鑑登録証明書の交付申請）</u></p> <p><u>第13条の2 前条第1項の規定にかかわらず、登録者（規則で定めるところにより本人であることを確認するために必要な事項を登録した者に限る。）は、印鑑登録証を使用して、市の電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続された市長が別に定める端末機により区長に印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</u></p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条 区長は、<u>前2条</u>の申請があったときは、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。）及び第6条第1項第3号から第5号までに規定する事項について証明したものを交付するものとする。</p>